

市民の皆さまへ

3月11日の大地震で被災された牛久市民の皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。また、福島県の原因事故で、牛久市に避難されている皆様方が、一日も早く元の平穏な生活に戻ることができるよう、心からお祈りいたします。

牛久市では、このたびの大震災発生直後、災害対策本部を立ち上げ、被災された皆様への支援を行ったほか、水道・電気などのライフラインの復旧や道路などの修復に全力で取り組み、現在まで復旧し、さらなる復旧に向け努力してまいります。

また、福島県の避難者受け入れにあたっては、緊急にもかかわらず、各行政区を通じて多くの寝具を寄付いただいたおかげで、現在避難者の方に避難所でご活用いただいております。

最後に、災害復旧および被災者支援のために、多大なるご支援・ご協力いただいた市民の皆様、各行政区、ボランティアの方々に心から感謝と御礼を申し上げます。

平成23年4月1日 牛久市長 池辺 勝幸

牛久市内の被害状況

3月11日に発生した巨大地震「東北地方太平洋沖地震」は、東北・関東地方に甚大なる被害をもたらしました。茨城県内でも20人の死者を出すなど、大きな傷跡を残しました。市内の被害状況は以下のとおりです。

牛久市内の被害状況(3月29日現在)

被害の種別	件数
人的被害(中等症)	2
人的被害(軽傷)	4
家屋被害	539
水道管被害	73
電柱被害	31
道路等被害	90
ブロック塀被害	76
その他被害(がけ・地割れ等)	52
合計	867

寝具等の寄付への御礼

福島県からの避難者受け入れのため、3月17日から19日に各行政区の皆さんに寝具等の寄付をいただきました。3日間で予想を上回る寝具等が集まりました。皆様のご協力に御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。



◆寝具の活用先

- ・市内避難所(500組)
- ・近隣自治体避難所への送付分(古河市(169組)、鹿嶋市(150組)、北茨城市(70組)、つくばみらい市(50組)など計439組)
- ・茨城県内および東北地方の被災地送付(500組予定)

義援金を受け付けています

震災で被害を受けた方への義援金の受け付けは、下記窓口で行っています。市民の皆さんのご協力をお願いします。

【牛久市区長会】

牛久市区長会では、今回の地震で被災された方々の復興を支援するため、義援金を募集します。集まった義援金は、牛久市と協議し有効な使い道を検討します。

▼受付期間/4月28日(木)まで

▼義援金募集方法/各行政区の事情にあった方法で募集します。

▼問い合わせ/牛久市区長会事務局(市市民活動課内)

☎873-2111(内線1635)

【牛久市】

▼受付期間/9月30日(金)まで

▼問い合わせ/市災害対策本部☎873-2111(内線1590)

《口座名義(全ての金融機関共通)》

牛久市東北関東大震災義援金(ウシクシトウホクカントウダイシンサイギエンキン)

▼義援金受入口座

金融機関	支店名	口座種別	口座番号
三井住友銀行	牛久支店	普通預金	4276273
常陽銀行	牛久支店	普通預金	1493752
筑波銀行	牛久支店	普通預金	1143847
水戸信用金庫	牛久支店	普通預金	0315099
茨城県信用組合	牛久支店	普通預金	7540821
竜ヶ崎市農協	牛久支店	普通預金	0012250
中央労働金庫	つくば支店	普通預金	7168618

※同一銀行の本支店間での振り込みの場合、振込手数料はかかりません。

ただし、ATMからの振り込みは、手数料がかかります。ご了承ください。

※三井住友銀行につきましてはATMからの振込手数料も免除されます。

【日本赤十字社茨城県支部】

▼受付期間/9月30日(金)まで

▼問い合わせ/市社会福祉課福祉業務室☎873-2111(内線1771)

【社会福祉法人中央共同募金会】

▼受付期間／9月30日(金)まで

▼問い合わせ／牛久市社会福祉協議会

☎871-1295

※義援金(現金での寄付の場合)については、牛久市社会福祉協議会の窓口でも受け付けています。

福島県からの避難者受け入れ

東京電力福島第一原発の事故で、福島県から正式要請により受け入れとなった避難者が市内で避難生活をしています。

市内での避難者受入状況(3月29日現在)

避難場所	人数(世帯)
牛久市総合福祉センター	59(18)
牛久運動公園	0(0)
合計	59(18)

※最多時95人(26世帯) 3月22日



避難所の様子(市総合福祉センター)

被災地への災害支援活動

3月15日から17日まで、親善友好都市の宮城県色麻町へ職員12人と食料品やガソリンなど支援物資を送り、3日間の救援活動を行いました。

また、3月16日から17日まで、姉妹都市の茨城県常陸太田市へ2トン給水車および職員2人を派遣し、2日間の給水支援を行いました。



色麻町への第1次災害派遣隊



常陸太田市に派遣された給水車

り災証明書・減免など

市民の方で、今回の地震により家屋などに被害を受けた方は、以下のように「り災証明書」の申請ができます。詳しくは、市災害対策本部までお問い合わせください。

▼問い合わせ／市災害対策本部☎873-2111(内線1590)

り災証明書とは…

り災証明書とは、「被害の程度を市が証明する書類」です。現在、被害状況調査を進めています。

市や消防署の職員が被害を受けた家屋を回り、被害状況を確認し、必要な方に申請書の記入をお願いしています。

また、市災害対策本部の相談所(牛久市保健センター2階)でも申請書を受け付けています。

【固定資産税の減免について】

今回の地震による被害を受けた土地・家屋・償却資産の所有者で、その被害が一定の基準に該当する方は、申請により固定資産税・都市計画税の一部が減免されます。

減免の対象となる税額	被害を受けた資産の平成23年度の固定資産税・都市計画税の一部
減免の対象となる資産 (税務課による現地調査をさせていただきます)	<ul style="list-style-type: none">◆損害を受けた割合が全体の20%以上ある家屋◆面積の20%以上の被害を受けた土地◆修繕が不可能で、取り替えを必要とする償却資産 ※家屋の被害の査定については、実際の修理費等ではありません。例えば、次のようなケースでは、一般的に損害割合が20%に満たず、減免の対象となりません。 <ul style="list-style-type: none">・屋根瓦の一部が落ち、外壁に数か所のひびが入り、内装の一部が損傷した場合・屋根瓦が全て落ちたが、他に大きな損傷がない場合

▼問い合わせ／市税務課☎873-2111(内線1051~1054)

【国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険】

災害によって住宅、家財などに一定の損害を被ったときには、下記のものについて申請により減額または免除の措置が受けられる場合があります。

◆国民健康保険・後期高齢者医療制度(減額または免除)

(1)保険税(料)

(2)保険診療の一部負担金

◆国民年金保険料(免除)

◆介護保険

(1)第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

(2)介護サービスに係る利用料等一部負担金

▼問い合わせ／市医療年金課☎873-2111(内線1722~

1725)、市高齢福祉課(内線1751~1753)

※4月7日(木)から実施予定でした「市役所の開庁時間延長(毎週木曜日午後7時15分まで)」は、節電のため当分の間実施を見合わせます。